

令和 6 年度宮崎県屋外広告物審議会会議録

日時：令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 2 時 00 分～午後 4 時 48 分
場所：県防災庁舎 7 階 72・73 号室

午後 2 時 00 分開会

1 開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから宮崎県屋外広告物審議会を開会します。

本日、司会進行を務めさせていただきます、県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室の弓削と申します。どうぞよろしくお願いいたします。改めまして、委員の皆様方には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

なお、本日は、審議会委員 11 名中、代理の方を含め 8 名に御出席いただいております。よって、屋外広告物条例第 40 条第 2 項に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、都市計画課美しい宮崎づくり推進室長の村岡が御挨拶を申し上げます。

○室長 皆様、こんにちは。都市計画課美しい宮崎づくり推進室の村岡でございます。委員の皆様におかれましては、年度末の非常にお忙しい中、また今日は特にちょっと暑いんですけれども、このような中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本県では、それぞれの地域の景観を生かしました魅力ある地域づくりを推進するために、平成 29 年に「美しい宮崎づくり推進条例」、また、それを実行するための推進計画を制定しまして、まさに知事を筆頭に、全庁挙げて「美しい宮崎づくり」に取り組んできたところでございます。この推進計画の中には、今回の屋外広告物に関する取組につきましても、景観を構成する重要な要素の一つだと位置づけております。

さて、本日の審議会の審議事項でございますが、堤防や学校の施設等に教育目的により描画された大規模な広告物、いわゆる壁画の取扱いや、最近よく見られますデジタルサイネージなどについて、皆様の御意見を伺うことといたしております。

平成 5 年度に条例が改正されて以降、30 年以上が経過しており、その間に、屋外広告物を取り巻く環境、状況、また技術なども大きく様変わりしております。県をはじめとする行政機関としましては、時代に即した適正で公正な規制を行い、まさに景観と広告物が調和した「美しい宮崎づくり」の実現に向けて、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、今回の議事事項に対します忌憚のない御意見、また、ふだんの屋外広

告物に関します御指導、御協力等を改めてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。お手元の出席者名簿を御覧ください。

まず、1号委員から順に御紹介いたします。

池田委員でございます。

穴見委員でございます。

石川委員でございます。

山口委員でございます。

続きまして、2号委員、福田委員でございます。

次に、4号委員、山下委員でございます。

最後に、5号委員、大嶋委員の代理で占用調整管理官の前橋様。

三木委員の代理で、生活環境課長の水増様。

なお、1号委員の川口委員、日高委員、3号委員の池田委員は、御都合により欠席でございます。

次に、本日使用する資料の確認をいたします。本日は7件の資料を机にお配りしております。順に、会次第、出席者名簿、配席図、議案書、資料1、報告書、資料2でございます。そのほかといたしまして、条例、規則、同意基準等も参考資料としてお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。

2 会長選出

○事務局 それでは、議案の審議に入ります前に、会長選出について皆様にお諮りしたいと存じます。これまで会長をお務めいただいた熊野委員が退任されましたので、新たに会長を選出していただく必要がございます。会長につきましては、屋外広告物条例第39条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。どなたか御意見はございませんでしょうか。(意見なし)

御意見がないようですので、事務局案として、退任された熊野委員の御推薦により、今審議会から委員に就任された池田委員にお願いしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、池田委員、会長席への御移動と議案審議の進行をよ

ろしくお願いします。(池田委員、会長席へ移動・着席)

○会長 会長を拝命いただき、お認めいただきましてありがとうございます。本会の会長の池田でございます。宮崎大学地域資源創成学部勤務しております。

本審議会は、屋外広告に関する重要事項について、県の諮問に対して意見をを行い、それに基づき、県は規制等の基準を定めることになっております。委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

私のほうから幾つか。せっかくの会ですので、皆様の名前において、未来について相談できれば、審議いただければと思います。今言いましたように、未来の話なので、近視眼的というよりは、もっと先の5年後、10年後も見据えた御意見をいただけるとうれしいなと。また、ほかの委員会でもなかなか意見が出ないということもありますので、その場合は私のほうで順次、皆さんに御意見をいただく形で進めさせていただければと思います。

3 職務代理者及び議事録署名者指名

○会長 (略)

4 議案審議

(1) 議案第1号

堤防や学校施設等に教育目的等により描画された大規模広告物の取扱いについて

○会長 それでは、早速、議案第1号の審議に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、これより議案について御説明いたします。説明は前方のスクリーンで行いますが、見えづらい場合は、お手元の資料1「屋外広告物審議会 議案説明資料」を御覧ください。

それでは、第1号議案、堤防や学校施設等に教育目的等により描画された大規模広告物等の取扱いについて御説明いたします。

この後御紹介いたしますが、県内には、小学校等の子どもたちにより描画された大規模なアート作品が複数散見されます。これらについては、そのほとんどが30平米以内という大きさの基準や、堤防等擁壁には描いてはいけないという基準に抵触する可能性があるものです。一方、子どもたちの活動は学校や地域で非常に大切に扱われており、報道機関もこれらを好意的に紹介しているため、これらの大規模広告物に対して除却などの是正につ

なげにくい状況でございます。

それでは、まず、宮崎市を除く県内の事例について御紹介いたします。前方のスライドを御覧ください。

こちらは、公立学校等が制作した公共広告物または公共広告物とみなすことができるものになります。例えば、①や⑤の学校の道路に面した塀に描画されたもの、③や④の本来は禁止物件である堤防に表示されたもの、②、⑥、⑦のように面積基準を超過して地下道に表示されたものなどがございます。

一方、こちらは、過去に描画されたものの管理者が不明で放置された状態にあるものです。①や③については、日南の市街地から飫肥方面に抜ける際や、山之口から三股町へ入る際に目に入るものとなっております。⑤から⑨については、閉校記念に描かれたものもあり、描いた後に管理するという認識が決して十分ではないと思われるものもございます。

なお、同様の事例の中には、私立幼稚園や一般の方が描かれたもの、すなわち公共広告物には当てはまらないものもございます。詳細は後で御説明いたしますが、公共広告物とそれ以外の広告物では取扱いが異なっておりますので、本審議会では、まず公共広告物について議論をいただきたいと思います。

先ほど御紹介いたしました中に、唯一1例のみ特例で許可されたものがございます。それが門川町にある庵川擁壁の壁画アートでございます。こちらは、平成10年に日向土木事務所が是正指導を行った際、壁画の制作費を県が補助していたことが分かり、いわゆる縦割り行政の弊害として、こちらの新聞記事にもございますように、県の姿勢が強く非難されたという経緯がございます。県はこれらの意見から、やむを得ず、当時の審議会への諮問を経て特例許可を行いましたが、一方で、この件以外の同様の事例につきましては、条例違反であるとの認識を明らかにしております。

条例違反と認識されたほかの広告物については、過去の経緯や表示者が不明なことから是正に至っていないものもございます。その一方で、閉校などの理由で管理されなくなり、退色して放置されているものも見受けられます。昨年6月の延岡市議会では、北浦漁港の壁画アートが屋外広告物条例の規定に抵触し、制作活動が続けられないとして、地元の要望もあり、制作できるように取り扱うことができないかという質問が上がったところでございます。県としましては、地域住民の希望などを踏まえ、また、同じ性質でありながら、門川町の庵川擁壁とその他の広告物で取扱いが異なる状況を打破するとともに、将来に向けてしっかりと管理していけるよう、許可を含めた新たな基準を設ける一方で、退色して

放置されていないか、適切な管理を促すよう定期的に指導できる環境づくりを行いたいと考えております。

そこで、県としましては、次のとおり、公共広告物の同意基準を改正するため、検討を進めたいと考えております。改正の内容といたしましては、こちらの3つの要件を満たすものについて、現行の30平米を超えたものも同意、すなわち許可するというものでございます。

3つの要件とは、1つに、「教育等の正当な目的や規模であること」になります。学校等が美術教育や地域との連携などを目的に実施するもので、大人数で制作するため、表示面積が30平米を超えるものなどを想定しております。

次に、「景観上の配慮がなされていること」でございます。本県では全ての市町村が景観計画を定めております。そのため、各市町村の景観計画のルールにのっとり、描画される予定であるかを確認したいと考えております。

最後に、「表示者が管理できなくなった場合の管理責任の所在が確認できること」になります。閉校などにより管理者が不在となっても、例えば上部機関である教育委員会や、アートを管理している提防や堀の施設管理者が管理責任を負うというものでございます。一度許可を受けますと、表示者は定期的に県へ管理状況を報告しなければなりません。その過程で適正に管理されているか県が確認することで、管理状況について指導や助言ができると考えております。

以上の条件を満たすものであれば、目的の正当性や景観への配慮について受け入れる余地があり、かつ管理上の心配も必要がないと思われるため、例外を認めることができるのではないかと考えたところです。

なお、今回は、あくまでこの方針で進めてよいかを御審議いただくものであり、基準の具体的な条文化は、本日の審議の後に行う予定としております。条文化の作業におきましては、連帯して管理責任を負うことになる可能性のある教育委員会や施設管理者へ丁寧な説明を行い、どの程度の厳しさが適当であるかを考えながら進めてまいります。また、改正ができましたら、教育機関等へ許可手を促すことができますので、それと併せて、適正な管理方法や景観への配慮など、屋外広告物条例を遵守した活動についてしっかりと周知してまいりたいと考えており、これまで必要とされてきた、将来に向けた関係性の構築が初めて進められると思っております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。では、事務局から説明がありましたが、皆様からの御意見、御質問をいただきたいと思います。御自由に挙手等々で御意見いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員 今回この議案を拝見しまして、当協会も植物を管理して植栽等を行っているのですが、アートと植栽とちょっと似ているのではないかとということで、私も内部のほかの職員とお話をしまして、こちらで今までの事例、事案を見させていただきましたが、実際に描き初めのときや管理をしているときはとてもきれいなアートなんですけど、管理者がいなくなつて放置されたときは、やはり見苦しいもので、景観がすごく損なわれるものではないかと感じました。植物も、皆さんお庭を丁寧に管理されたり、一生懸命される方がグループで植物を管理されるときはとてもきれいなんですけど、その方が引退されたり、手入れをしなくなつたら、実は私たちも、植物はきれいだけど、管理しなくなつたらごみになるよと言っていますので、管理をきれいにしないと、結局美しいものも駄目になるのがあるのではないかと考えております。

今回、事務局から御提案いただいた、まず、表示者が管理できなくなった場合の責任の所在を明確にすることで、今後誰も管理をしなくなった場合、誰かが責任を取って消していくとか何か対応されることを明確に出されるということは、とてもいいことだと感じております。

今の壁面 30 平米以内というのは、学校の皆さんや地域のまちおこしの方たちがPRしようと思つたら、これでは小規模だとか、もっと描きたいとか、私が道路上で見ても一生懸命されている学校さんだとか、地域の方がよろこぶ我が町へというのはすばらしいことだと思いますので、そこはやはり面積はある程度緩和していただいて、目的をしっかり把握していただいて、景観上の配慮も確認する。誰も管理しなくなった場合の管理責任の所在を明確にするということで、今回の事務局の案である程度皆さんに周知していけば、それだったら自分たちも頑張ろうとか、みんなで一生懸命チームワークを取って壁面をきれいにしましょうということができるのではないかと思いますので、私はこのいただいた意見でいいかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。ほか、御意見等ありませんでしょうか。

○委員 1点確認させていただきたい点があります。

1 ページ目の改正方針案というところで、現行と改正案が書かれていますが、現行の 30 平米以内や禁止物件の擁壁、ここはそのまま、例外的に教育等の正当な目的や景観への

配慮の規定を設けるのか、そもそも 30 平米以内の制限などもなくしてしまうのかというところは、どのようになっていますでしょうか。

○事務局 ただいま御質問のありました現行の規定ですけれども、こちらの 30 平米以内とか擁壁に関するものは、基本的にはそのまま残すという形で、この改正案は、あくまでもそれを超えた例外的な取扱いとして新しく追加することで考えております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

そこは了承しまして、改正案のところでは、教育目的や景観への配慮、管理責任の明確化を条件としていまして、例外的に許可を認めるという仕組みだと思っておりますので、今まで違法だった状態の是正や今後の制度の柔軟な運用を両立するためには、私としてもこの改正案は妥当かなと考えておりまして、この方針で進めていただいてもよいと思いますが、一方で、どのような場合にこの基準に当たるか。恣意的な許可運用とならないように、基準に沿ったチェックリストやガイドラインの整備もしていただけると、今後、許可する側も求める側もより分かりやすくなるのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。ほか、御意見等々ありませんでしょうか。

○委員 質問です。「公共広告物等」という言葉の明確な基準を明文化されたものはあるのでしょうか。

○事務局 公共広告物は大きく 2 つの要点を満たしているものを指しております。1 つ目が、表示主体がいわゆる行政機関であることになっております。2 つ目が、営利目的ではないことになっております。例えば行政であっても、企業局のように営利的なものになれば公共広告物にならないというように、極めて厳格に整理しているところです。

○委員 単純に文字の有無というところは関係ないんですか。絵が描いてあるだけとか、それに何か文字が書いてあるのは、屋外広告になるんですか。

○事務局 屋外広告物法で「屋外広告物」とは、屋外で公衆に表示されるものと規定されておまして、もう少し踏み込んで考えると、表示者が一定の観念を伝達するものとなっております。本件のような、いわゆる絵画、屋外に表示された絵画もこれに含まれるため、屋外広告物として取り扱っているところです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほか、御意見ありませんでしょうか。

○委員 擁壁やこういうところに絵が施されているのは、宮崎県内で先ほど例として挙げていただいたもの以外にもたくさんあるということでしょうか。

○事務局 現在把握しているものだと、この 20 例程度になります。

○委員 紹介されている以外のものでも、個別で場所や状況は多分違うだろうと思います。こういうものを歓迎して増やしていこうという気は基本的にはないですね。とてもいい行為であっても、すばらしいものであっても、継続するための仕組みができていないものは、先ほど発言があったように、汚くなると。少なくともここは「美しい宮崎づくり」を考える会であれば、「美しい」というものを基本的に残していただきたいと思います。

私は色が専門で 40 年くらいやってきましたけれども、色のコントロールとか、面積とか、そういったもののパターンによって、同じ色を使っても汚く見えたり、美しく見えたりということがあると思います。それはデザインの関係でももちろんそういうことが起きるわけですが、子どもたちに教育上よろしいからといって描かせるというのは、私は基本的にあまりいいとは思っていません。そこには、アーティストであれ、監修をするという行為があつて、トータルが美しくなるようにコントロールされるものでなければ、絶対にきれいにはなりません。私も過去にいろんな壁画に関わりましたけれども、とんでもないものが出てきます。でも、それが市民の声を聴いたとか教育上いいということを盾に、よいこととして全部受け入れられてきました。その時点でよいことだということで補助金が出たりして完成されるわけですが、どこも後で困ります。結局、後どうするのという話になって。本当にいいものというのは、恐らく自然の流れとしても継続していくであろうと思われますけれども、その前に行政として、将来、5 年、10 年先を踏まえて、その辺をきちんと考えてこういう方針を立てられるのは、私はいいと思います。

個別で考えたときには、私の意見ですけれども、個人的にはあまり増えてほしくないというのが本音ではございますが、さっき言いました「美しい」というのは主観的なものとしても、やはりどこかで皆さんが共鳴したり共有したりするものがあるからこそ、そこに議論が生まれていい方向に持っていこうとする。その流れが宮崎には、私も他県の間でありますが、ずっと何十年と関わらせていただいて、オリジナルでここにはあると思っておりますので、ぜひ何かそういう取組があるときには、「美しい」と判断する皆さんの共通する基準のようなもの、これは明文化することは難しいけれども、そういうふうにあったらいいなという願いを込めて発言とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

私のほうからですと、私の背景に関しては、美大を出ています。例えば教育上の話、4 ページの 3 点の中の①、教育とおっしゃいますが、この教育とは何ですかというところが

まず引っかかるポイントです。誰が教えているのかということがあります。美大卒の私からすると、壁に絵を描く必要がないと思います。クリエイティブを生むのに必要なのは、鉛筆とかそういうことでもないです。壁が必要というその結びつきが弱いのではないかと考えています。だから、これを指導される先生に関しては、ちょっと考えていただきたいと思っています。

景観上という話があります。これに関しては、私は広告代理店にいたので何となくこれも分かりますが、宮崎ブランディングというふう考えたとき、その絵が必要なのかということです。それを置いたときに景観の価値が下がる可能性は考えないのかとか、そういったことを思って実行していただきたいと思っています。

これはもちろんインバウンドも関係あります。また、熱量や教育上というところでお話しされるのは分かります。ただ、この風景の価値というものが下がっていないかということも一旦考えて進めていただけるとうれしいなと思います。

3点目に関しては、進める場合はガイドラインをきちんと決めてやられたほうがいいと思います。皆さんおっしゃるように、5年後、10年後、御存じのとおり、少子化も含まれますし、予算の削り方も半端ないです。うちの学校もそうです。そのときにそれをどう管理するかということを予想して、これのリペアに関する予算はどのくらいかかるのかとか、そのまま放置していいのかとか。もちろんトップが代わりますので、私は知らないよというような自治体であると、それはもうこの委員は必要ないというような状態になりますので、そこは厳しくルールを、厳しいという言い方はあれですけども、きちんとした管理、それは県が監視するのか。その自治体に対して指導を何度やってもやらない場合もありますが、その可能性も含めて将来どうするべきかということを、描かれる組織に指導をお願いしたいと思っています。

ほか、何か御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

○委員 世界遺産登録のための周辺の景観というのはすごく厳しいです。福岡県の宗像のほうも、景観の委員に私も入っていましたが、壁面アートはできません。この景色を生かそうとするときに影響を与えてしまうものになるから、基本的に条例でこういうものは駄目だというふうに制定しました。その地域や個別の案件によって、その場所の特性によって変わるのかもしれませんが、せっきくの風景というか景色というものの価値をしっかりと見た上で考えていくべき問題かと思いました。

○委員 僕は美術とかがあまり得意ではなくて、美的観点からという意見ではないのです

が、表現の自由との関係で、表現の自由は広告や美術表現にも当然及びます。一方で、こういう公共物に対しては、景観だったり、安全性だったり、そういうのをまとめて「公共の福祉」と言いますが、そういう制限がかかるものであるので、認める方向にも使えますし、逆に制限する方向でも使えるというのが公共の福祉というものになります。あとは表現の内容による規制なのか、手段や方法による規制なのかでも、表現の自由の制限のレベルはちょっと違いまして、内容による規制というのは特に慎重になるべきだというのが憲法上の考えになります。

ですので、こういう内容だから駄目だという制限は基本的には難しいのですが、表示方法、色、場所、面積など、そういう手段的、方法的なものからの規制というのは比較的緩やかに考えられる。その中で考慮要素の一つとして、景観上どうだとか、安全上どうだということが要素になってくるので、ガイドラインやチェックリストで制限する上でも、そういう視点を少し重点的に置いていただいて、仮に制限をする方向に持っていくなら、そういう視点から制限をかけると、憲法上からも特に問題が少なくなっていくのではないかと思います。

○会長 聞きたかったことが聞けたのでうれしいですね。

どのようにしましょうか。この規定自体はよしとしてという感じでよろしいですか。どう考えればよろしいですか。

○委員 最初の要件が「教育等の正当な目的や規模」とありまして、私は壁面に絵を描こうという世代ではなくてもっと前で、そういうところではなかったもので、学校の美術の先生が情操を養うためにされたのかなと思っていましたが、今皆さんのお話を聞いて、確かにそれが教育と結びつくのか、教育であれば何でもいいのかという話になるので、①の要件は、教育だったら何でもありというところは考えたほうがいいのかではないかと。その次の、景観上の配慮がなされているか。こちらは、背景に対して壁面や壁画が本当にいいのかというところでチェックしていただければよいと思いましたので、①の「教育等の正当」というところが私は引っかかったところです。

○会長 ありがとうございます。最近、ウェブサイトでも拝見しましたが、アートを専門とするウェブサイトで、グラフィティが素晴らしいよねと賞賛されているような記事が出ました。じゃ、これを教育となすのかというところです。もちろんそうなんですけど、それを推進するのか、ここはとてもコントロール（論争を引き起こす事項、の意味。）な話だと思います。中身、内容は何でもいいのかというところが、グラフィティでもアート

と据えられるのであればオーケーなのかという、線引きがなかなかここは難しいと思っております。

この同意基準に関して、①に関してはどうでしょう。3つの要件をそのまま残す、ないしは①は取りあえず検討すべき案件として保留するという考え方もありますし、何か御意見がありましたら。県のほうから何か御意見ありますか。

○事務局 今いただいた教育の目的とか景観とか、本当に必要なのかというところの難しさはこの議論で我々も感じているところです。一方で、表現の自由というのは重視すべきものだと思っておりますので、この規制の中で表示内容の意義に踏み込むのはかなり難しいと思っております。ただ、それを整理せずにこの問題が根本的に解決できるものではありませんので、そのバランスをしっかりとった条文をつくっていく必要があると思っております。

改めてもう一度説明をしますが、この議案を諮った一番の理由は、今、一定のルールがない、公平なルールがないというところにあります。これまでは「看板を消してください」としか言えなかったのが、しっかり受け皿となるルールをつくることで、許可を受け付ける機会をいかし、条例などの規制制度、景観の重要性などを呼びかけたり、教育上の目的について一緒に考えていけると思っています。

○会長 ありがとうございます。今の事務局の方向に関して、何か御意見等ある方はよろしくをお願いします。

○委員 今回、管理責任の所在の確認をはっきりするということが出てきましたが、今後10年20年先に、管理がよくなって、これをどうするんだと、元の状態に返せという話になったときに、そこの責任まで求めるような、管理責任者に責任を問うようなシステムができるのか。少子化で教育委員会ですらあちこちと一緒にいる可能性も出てきます。そうしますと、責任者が門川町だったのが日向市に移っていたと。そのときに日向市がそれを引き継いでいるかという問題も出てくると思います。ですから、責任の確認と同時に、その辺りの責任の所在まではっきりしておかないと、ただ責任の所在の確認だけでは非常に将来が怖いのではないかという気がいたしました。

○会長 ありがとうございます。事務方のほうから何か御意見は。

○事務局 本当におっしゃるとおりだと思います。この③のポイントとしましては、管理できなくなった場合の管理責任の所在というところにあります。ですので、やはり一番は描いた学校が管理をすることになりますし、先ほど説明の中でも触れましたけれども、一

度許可をしたら、許可は永遠ではなくて、毎年あるいは2年に1回とか、更新の手続をしなければいけません。そこで管理状況について県は確認をすることができます。その段階で、近々閉校するとか、生徒数が少なくなったとか、そういった状況を確認して、であればそろそろ消すことも踏まえて考えていきたいと思いますかということは十分言えると思います。それで、どうしても難しくなったときに初めて教育委員会などが出てくるとは思いますが、それが出てくるのは本当に少ないのではないかと考えています。

○会長 ありがとうございます。

○委員 描くのは簡単に描けるんですが、消すのはなかなか大変で、描いてあるところを機械を使って削ったり、溶剤を使って一度ペンキを浮かせてそれを剥がしていくことが一般的ですけれども、それも環境に対する負荷が大きかったり、音やほこりが出るという問題もありますので、その辺も含めて、管理される方には、最終的に消すときにはそこまで考えてほしいと思います。白く上から塗りつぶせばいいというのは、結局描いているのと一緒に、描いた状態のものがまた劣化していくように塗りつぶしたのも劣化していきますので、その辺りのことも併せて考えてほしいと思います。

○会長 ありがとうございます。何かございますか。

○事務局 その点もしっかり考えて、消すことも容易ではないということも、最初に申請があった段階で、それだけ管理というのは難しいんですよ、というのはしっかり周知していきたいと思います。

○会長 ちょっと話が戻ってしまいますが、僕は日南に住んでいて、飢肥も景観条例に入っていますが、それと表現の自由とのせめぎ合いというか、景観条例の中で表現の自由は許されるのでしょうか。

○委員 許される前提で制定されていると思いますが、県や市が定めた上で、ここは憲法上違反するからという主張があってから検討することが多いと思うので、制定するときには当然配慮をした上で、表現の自由の過度の規制にならないようにということとされていると思います。一方、表現の自由だから何でもよいというわけでもないと思うので、一応、配慮はされていると思いますが、ただ、運用する上で、なぜこれが駄目なんだとかそういう点から、表現の自由の過度の制限ではないかという問題が出てきて、後々、是正や、訴訟で問題提起されることになるような流れかなと思っています。

○会長 ありがとうございます。

○委員 景観条例ということで、私も条例をつくるのにお手伝いしてきましたし、ガイド

ラインもつくってきましたが、色にしろ何にしろ、寸法もですが、全部数値化してしまいます。だから数値に外れるものは一切駄目です。それは違反です。罰金になるというのはどこも厳しい。今、福岡県柳川市もやっていますけれども、どんどん厳しくしています。目指す方向の風景を阻害するものは駄目と、明確にそれを出しています。だから条例を厳しくするということは、京都なんかもそうでしたけれども、施行するときに、職員やOBの人を含めて百何十人で全部チェックしました。基準に対して違反しているものをチェックして、それを是正していくことを徹底してやったわけです。これだったらいいとか悪いとかという、要するに測れないものは非常に難しいです。だから、美しいかどうかというような話とか、そういうことは測れないけれども、それが何なのかということの議論の積み重ねの先に、こういうことにしましょうという一つのルールを決めるしかないだろうというイメージを持ちます。

例えばこの件に関しては条例でということになると、あるかないかの話になると思います。ないほうがいいという話。だから表現の自由という話ではないです。条例で決まったら表現の自由の話ではないような気がします。先生の話から外れるかもしれないけれども、それはまた議論すればいいことなので。

○委員 それは表現の自由の最低限のレベルはクリアした上での制限だと思うので、これだけだったらいいというわけでもないでしょうし、そこは明確に表現の自由に反しない、それは議論されていないかもしれないですが、そこをクリアした上でのお話ではないかと思います。

○委員 そうですね。さんざん議論した上で決まったことで、それを今度守っていこうとするとやはり厳しくならざるを得ないと思います。

○委員 そこも先ほど話した、内容がどうこうというよりは、手段のほうで規制をされていることだと思うので、例えば性的表現は駄目だとか、政治的表現は駄目だという定め方は多分されていない。している場合もあるかもしれないですが、それも何か理由があって駄目だと言っているところがあって、そういう点では、表現の自由はある程度考慮した上でクリアされているのではないかと思います。

○委員 看板などは、ものすごく明確に、企業や個人がPRしようとするものに対する規制ですが、絵とかこういうものの規制は非常に難しいかもしれません。そこをどう判断するか、それは議論しないといけない。今のところは教育ということ言葉を表していますが、だから①のところはこれでもいいかもしれないけれども、表現方法も含めて内

容を検討したほうがいいのかと思います。

○**会長** ありがとうございます。内容、文言の改定等々を検討するのかどうかというところがありますが、皆様、御意見は。県としてはこのまま検討で構わないでしょうか。

○**事務局** はい、この3つの追加事項で考えております。今回はこの3つの事項を盛り込む方針で進めてよいかを御意見いただき、実際の条文への落とし込みは今後の作業になってきます。

私たちも積極的に描かせようとして改正しようとするわけではなくて、抑制すべきものは抑制して、どうしても描きたいというものは、将来に向けて責任が取れる体制で認めましょうということで考えております。教育の目的とは何かなど、様々な御意見をいただきましたけれども、屋外広告の行政として踏み込める部分と、そうではない部分はあると思います。ただ、本日の御意見を踏まえながら、どこまで条文にしっかり盛り込めるかというところは、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○**会長** 同意基準は取りあえず保留で、ほかの項目はこのままと。もしくはこの3項目そのままで文言をもう一度検討していただくと。あらゆる方策があると思いますけれども、委員の皆様から何か御意見がありましたら。

一旦お聞きしますけれども、この3項目は、大筋の方向性は問題ないと考えてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、文言に関していかがでしょうか。もう一度検討されるタイミングとかあるのでしょうか。

○**事務局** はい。来年度、次回の審議会で事務局で検討しました基準の改正案をお示ししながら、再度御審議をいただければと考えております。

○**会長** では、事務局には改正準備を進めていただきますが、それぞれの項目について注釈はあるかと思います。特に①と③に関してはあるかと思いますが、このまま進めてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

なお、この議案に関して追加で審議したい内容がございます。事務局より説明をお願いします。

○**事務局** 今回は、あくまで公立学校での活動を対象に審議してまいりましたが、御紹介

しましたとおり、私立の幼稚園などでも同様の事例・事案がございます。また、私立の学校が教育目的で類似の活動をするともあると思われますので、そのような活動にも今回御審議いただいた規定を適用すべきか、検討する必要があると考えております。

ただし、子どもたちが教育目的で実施するといいましても、私立学校以外に、子ども食堂や放課後等デイサービス、あるいは学習塾や絵画教室、そういったところでも同じような趣旨で活動することも考えられます。その点も踏まえまして、皆様におかれましても、どのように進めるべきか、この点について御意見をいただければと考えております。以上でございます。

○会長 今の件に関して、何か御意見、御質問等々ある方はお願いします。

これも内容は一緒だと僕は思います。教育という名の下に全て許されるのかと。教育とは何であるかということの原因と結果というリサーチがあるのであれば、教育が功を奏したということがあるのかなと思いますが、もちろんそこは難しい話だと思います。

私立に関しても、さっき僕がお話しした国際化が進んでいく上で、そこをどう考えるかということは、これから考えていただきたいところではあります。

方向的にはインクルーシブ性、包括ということはもちろんありますし、競争ということももちろんあります。そうしたときに僕の方向からいくと、例えば文化というものは何であるかということまで入っていくわけです。文化というときに、上書きしても文化はいいのかというところがどこかあると思います。これはさっき言ったインバウンドも一緒ですけども、ビジネス、お金を生むということも含めそこはあるのかなと。日本に何を求めているのか、宮崎に何を求めているのかというのがどこかあると思います。何をしに来たのかというときに、例えば、皆さん好きだと思いますが、ギリシャ風のものを青島につくろうという提案がされたことがありますて、さてさてと。青島を見たいのか、ギリシャを見たいのかというところがあります。そこは壁画を描くのに近いところがあります。シチリア島風な青島をつくりたいというような、表現の自由というのでしょうか、そこを許すのかどうかというところではあります。

本当に難しい話ですけども、そういうときに、さて、文化、青島は何だろうということになります。例えば青島を出しましたが、それは神楽でも何でもいいでしょう。宮崎とは何でしょうかというところがあります。なので、宮崎自身に自信を持っていただきたい僕は思っているところでもあります。

少し外れてしまいましたけれども、これに関して何か御意見があれば。

それから、アートという言葉もなかなか難しいと思ってまして、アートの本丸の人間からすると、アートも、何でもいいだろうというところがどこか。もちろん全部包括するので、アートというものが。それを言うておけば何でも表現していいでしょうというところがどこかあると思っています。特に日本の場合ですと。

それから、アートビジネスというものは存在していますが、とても狭いので、それも分からず、情操教育がアートだよねというようなところが僕の中では引っかかっています。

すみません、また外れてしまいましたが、私立学校等ですね。私立なので自由だと思いますが。

○委員 認めていいのではないですか。せっかくこういうものを進めていくならば、私立がどうこうという問題ではないと私は思います。

○会長 ありがとうございます。先ほどのように何かルールを設けたほうがいいとかあるのであれば、何か御意見をいただけると。

○委員 私立学校の所有物に対しての規制もということですね。

○事務局 そうです。

○委員 私立学校の生徒たちがするというものだけではなくて、私立学校の外に向いている壁、そこに対するイラストとかも規制をする方向でということですか。

○事務局 そうです。私立学校が所有していようと、表示されてしまうと屋外広告物の規制の対象になってしまいます。公立学校の子たちと同じ目的で、生徒という立場は一緒なんだけど、通っている学校が私立だったらあなたたちは駄目ですという状態がいいかどうかという、ここはどうしても議論していかななくてはいけなくなるというところですよ。

○委員 私立学校であるとか公立であるとかは関係なく、「教育」ということがキーワードになっているから、一つの具体的なシミュレーションとしてこういうケースが考えられると多分皆さんもお考えだと思うので、それに対して一つのルールを協議して決めていくしかないのではないかと思います。デイサービスや学習塾が壁面を活用して何かすることはちょっと考えにくいと思いますが、そういうこともあろうかというのであれば、ルールとしてこういうふうにしようと検討していくしかないと思います。

教育というそれはどこまで。公共ということの枠組みの捉え。それから、みんな何でもアートと言っていますけど、というような世界があつて、これは個人的な意見ですが、落書きのようなことをされたら困るんですというのが本音です。それはアートとは呼ばない。自分たちの吐き出したいものを描かれたら困るんです。それは美しくないというのは大前

提にあると思うし、メッセージとして、社会性メッセージという、バンクシーのような人もおりますけれども、それはもう全然別格の話で、今まで見てきたものは、私は稚拙だと思います。子どもに描かせることがいいことだといってやってきた今までの日本のありようというのが、そもそもおかしいと思っています。本当のことを言うと。

○会長 ありがとうございます。石川委員のほうから何かありましたでしょうか。

○委員 公平の観点からいうと、やはり公立だろうと私立だろうと、その差は設けずに制限すべきかなと思います。どうしても私立学校は自己の所有物に描くことに対する制限になるので、その辺のハードルというのは、公立学校で公共物に対するものよりは高いと思いますが、いずれにしろその規制をする方向で検討していくほうがいいのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 やはり教育上のということがあるからいろいろありますが、最初に事務局さんから言われたのが、今回これを決めるのは、今実際に設定されているところの是正をお願いするとか、このようにガイドラインがなりますよというふうにお話しして、今あるものを少しずつよくしていく。今から許可されるものは、きちんと見て、検討して、ガイドラインやチェックリストを明確にして、これをクリアしないとできないですよということを考えているのであれば、公立・私立学校全部共通して、こういうチェックリストがあります、こういうガイドラインがあります。されるのであれば、責任を持って、代られるときはきちんとしてくださいねという基準でいかれるのであれば、私立の学校も適用していただけると逆によくなっていく方向で考えていけるのではないかと考えております。

○会長 ありがとうございます。私立の場合では倒産とかありますが、そういう場合は放置したままというか。

○事務局 そう思います。組織として大きくないものもありますので、先ほどのような上部機関が管理責任を負うといった担保が取れないものもあると思います。だからこそ、その点の整理が難しいと思います。いろんな条文に影響があるような改正になると思われるため、慎重に進めて参りたいと考えています。

ただ、今回御意見をいただきたいのは、やはり公平という視点が重要だ、というところからスタートしてよいかということになり、その点が明確にできれば、十分意義はあると思っています。

○会長 あと、全体に係ることですが、最初の指導はやる予定なのでしょうか。これから

壁画を描くに当たって一個一個ルールを。

○事務局 先ほどの学校のことを含めてということですか。内容や描き方についての指導は難しいと思います。表現の自由における条例の位置づけですが、景観や国民の安全を目的として条例で表現の仕方を規制することは合憲といった判例があるようです。裏を返せば、その表現の方法については規制ができるけれども、表現の内容について踏み込むことはアウトになるということだろうと考えます。よって、指導や規制よりは弱いかもしれませんが、内容については、アドバイスや助言という程度にとどまると思います。

○会長 一番気になるのはセーフティーネットで3番目のものです。最初に指導することが必要なのか。これから描く人も現れた場合、管理者が不在となった場合の責任をどなたかにお願いしないといけない訳です。この点はどうお考えですか。

○事務局 それは表示者に頑張っていただくしかないと思います。ただ、大きく前進するのは、今までであれば、「描きたい」と聞かれたら、「駄目です」と答えなければいけないわけです。そして、「どうして？ 門川は描いているじゃないか」と言われたときに、「すみません、それでも駄目です。」としか言えない状態が続いている。

ところが、これからは、この条件をクリアしたら描けます。門川も同じ要件をクリアしています。ですので、皆さんも、同じ基準をクリアしてください。と促すことができますし、繰り返しになりますが、その後に、景観への配慮や美しい色彩などについて問題提起ができるのではないかと考えています。

○会長 表現のほうはやはり難しいと思います。その基準値ができないので。3番でどうか、お金がかかりますという現実をきちんと提示したほうが避けられるのかなとは思っています。個人的意見ですが。この辺りの説明をきちんとしておかないといけないと思います。

この追加協議事項に関して、同意基準の改正の準備を進めていただきますが、何かほかに御意見、異論等々ありましたら。進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、異議なしということで、ありがとうございます。事務局のほうはこれらの意見を踏まえて準備をお進めください。ありがとうございます。

(2) 議案第2号

広告料収入活用型広告の許可基準の適用範囲の拡大について

○会長 では、次に議案第2号の審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

○事務局 第2号議案、広告料収入活用型広告の同意基準の適用範囲の拡大について御説明いたします。

まず、広告料収入活用型広告、以後は略称で「活用型広告」といたしますが、こちらは国や自治体等が所有する公共物に企業の広告を掲示し、その広告料を公共物等の維持管理費に充てるというものでございます。財源確保の手段として活用実績が増えつつある取組となっております。県では過去2回の審議会の審議を経て、令和3年度に活用型広告を公共広告物と同様に取り扱う旨、条例に規定したところでございます。

そして、令和3年時点では、活用型広告の事例として公共掲示板のみが想定されておりました。その結果、条例では活用型広告が表示可能と規定された一方、その表示基準は公共掲示板へ適用されるものとなっております。しかしながら、現在、全国では公共掲示板以外にも、新たにマンホールや公用車など、活用型広告の事例が増えてきております。今後、本県でこのような物件で適用したいという状況になっても、適用できる基準がない状況となっております。

そこで県といたしましては、公共掲示板を想定して規定された、令和3年度に審議会で採決された規定を、他の広告物でも適用できるよう、知事の同意基準を改正してはどうかと考えます。

スライド中ほどの四角の枠のように、地上から上端まで3メートルのように、掲示板を想定している1及び2の基準を削除し、3の規定のみ残したいと考えております。既に複数の自治体からマンホール等への有料広告の掲示について相談を受けておりますが、今回の改正により、それらの動きに対応することができるものと考えております。

なお、試しに、令和3年度の基準を他の物件に当てはめたものがこちらでございます。表示面積の5分の1が0.5平米を下回る場合は5分の1の面積を、それ以外の場合はどんなに表示面積が大きくても0.5平米以上表示できないという規定を当てはめたとしても、不都合は生じないのではないかと考えたところでございます。

ただし、マンホールに限りましては、こちらは製品によってイラストをはめ込む部分が決まっておりますので、表示面積の5分の1以上を認めるなどの例外規定が必要と考えております。

最後に、本件につきましては、景観への配慮から過去の審議会で慎重な御意見を頂戴しております。このため、それらを踏まえて県の意見を述べさせていただきます。

まず、お示ししておりますとおり、県としては、許可基準の適用範囲を拡大する準備が必要と考えます。理由といたしましては、条例で活用型広告の表示を認めつつ、一方で許可基準が公共掲示板を想定したもののみであっては、マンホール等の新たな事案が出た際の指導が適正に行えないという点でございます。しかしながら、過去の審議会で、公用車に有料広告を載せることへの景観への悪影響等について厳しい御指摘もいただいておりますので、その点は、無秩序に広告が掲載されないよう、例えば台数制限を設けるなどの基準を定めてまいりたいと考えております。その上で、県といたしましては、先ほどお示しいたしましたとおり、ほかの物件への基準を適用しましても、不都合と思われるものではなかったため、適用範囲の拡大は可能だと考えたところでございます。

事務局説明としては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、皆様から何か御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いします。

○委員 意見というより質問ですけれども、10 ページに、マンホール、公用車、歩道橋と3つ例として挙がっています。マンホールは要望があったということでした。公用車は前回もお話に挙がっていました。歩道橋は多分初めてだと思います。この歩道橋が入ったいきさつなどがあれば教えてください。

○事務局 この歩道橋というのもあくまで例示でございまして、全国の自治体の中にはこういった掲示の仕方といたしますか、活用型広告を実施している例もあるということでこちらの資料に掲載したところでございます。特別に歩道橋を認めるということではなくて、もともとあった基準をマンホール、車、歩道橋、ほかのものも含めてということになりますが、ほかのものを含めて拡大してよろしいか、御意見を伺うに当たっての一つの例として掲載したところでございます。

○委員 ありがとうございます。歩道橋だけは個人的には違和感があります。今日ここに出席するに当たって、歩道橋の広告のようなものをネットで見ましたが、グリーンベースやブルーベースの落ち着いた色、グリーンと白の組み合わせという標識に近いような色遣いでつくってあったので、マンホールと公用車は別として、歩道橋だけはデザインや色には制限を設けたほうがいいのかと思ったところでした。

○委員 私は道路の管理をする部署から来ていますが、全てを見ているわけではないです

が、確かに言われましたとおり、歩道橋に関してはあまりよく知らなかったというのが個人的な感想でございます。

○会長 これは一例ですね。つまり、メディアの拡張というか、あらゆる物体を広告媒体として使ってもよいのかというお話です。歩道橋でも周りの環境はいっぱいあるわけで、拡張していくと、そこも使っていいという話になります。これ一点だけ見るといいのかなと思いますが、例えばいろんな建物があつたときに、そこも媒体として何とか何とかというのが見えてくると想像していただけるといいのかなと思います。

そういった意味では、例えば県警のほうから、ここは危ないのではないかとか、これは運転中見たらとか。

○委員 まさに今あつたとおり、道路脇に看板を設置することで、通常の案内板でしたら、宮崎方面とか都城というふうにはぱっと見て分かると思いますが、パチンコ屋の看板やネオンがあると、それを見ているうちに追突という事故も結構ありますので、広告を出す場所は注意すべきかなというところです。マンホールであれば、歩くところということで広告になるかもしれませんが、そういったところを気をつけていただきたいと。私の個人的な意見としては、先ほどから景観の話も出ていますので、それが1か所だけであればいいのですが、それが乱立していくと町並みとしてどうなのかなと考えます。

○会長 ちなみにマンホールに関してはどこでも大丈夫なんですか。

○委員 マンホールの場所にもよると思いますが、道路上で何かが落ちていたりとか、それをよけなければということになると、交通上はいろいろ支障があると。

○会長 歩道は大丈夫なんですか。

○委員 そこは、事務局のほうから交通規制課に質疑を上げていただくとよろしいのかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 事務局からもお答えします。あくまで屋外広告のルールでいきますと、路面に広告があるというのは、車もそうですし、歩行者も含めて、下に注意を向けるのは交通上の危険を誘発するものになるということで、かなり厳しく、路面は基本的に表示できないものとなっています。

ですが、例えばマンホールについては、いわゆる道路法上の道路でなくて例えば公園の中のマンホールとか、危険の少ない場所だったら、もしかしたら許されるのかもしれませんが。

○委員 事務局にお尋ねしたいんですが、よその県では公用車への広告をよくやっているんですか。そこを教えてください。

○事務局 写真で御紹介しているのは「きのかわP a y」という、和歌山辺りでこういう広告をやっていて、事例が少しずつ増えています。別の記事では、山口の下関市は消防車にブリヂストンが広告を載せている例もありまして、市町村としては、財源を確保するためにいろんな手段を検討する動きが少しずつ広がっているようです。国も、マンホールや、大きい道路にある路上変圧器を活用した広告の掲載などを推奨している動きもあります。

ただ、今回のこの議論で大事にしなければいけないのは、条例で活用型広告がいいと書いておきながら、表示できる基準が掲示板だけになっているという点です。

あえて掲示板のみを認める、という意味があつてのことなら良いですが、単に規制の不備として残っているのであれば、その解消が必要と思ったところです。

○委員 公用車に広告を載せるとなるとかなりインパクトが強いんです。そこが独占したかのような感じになるので、公用車に広告というのはいかがかなと私なんかはそう思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ブリヂストンと今言われたんですか。その決定過程はお調べになられていますか。そこがなぜできるようになったのかというのは。

○事務局 決定過程までは承知しておりません。ただ、基本的に活用型広告を載せるというのは、実際、その公共物を持っている自治体と企業の関係になってくると思うので、その過程については屋外広告の条例では規制は難しくなると思います。

○委員 私は、そもそもマンホールや公用車に広告を載せること自体、私自身、福岡県でもあちこち関わってきて、基本的には反対する立場です。道路の場合は、路面に余計な情報を載せることが本当に必要なのかということもありますし、宮崎の場合は、古い話ですけども、岩切章太郎さんが最初にやったことは、バスに広告を載せないということを選択したわけです。それは景色を美しく見せるためには、バスに広告物を載せるなんてそんなナンセンスなこととはしないと決められて、私はそういう話にものすごく感動したんです。それが宮崎なんだとずっと思ってきました。あるときから広告収入を考えて、財政の危機、経済の危機ということでバスにも広告を載せられるようになって、残念だなと思ってきました。

時代は、ラッピングバスであるとか、広告を載せるのが一つどこでも見られるようにな

って、福岡もそうでしたけれども、福岡県で私は屋外広告物の委員をやっていましたが、バスに対するデザインはめちゃくちゃ厳しかったです。例えば人の顔や商品の写真を載せてはいけないと。デザイン性がよくなければ駄目とか、明太子も写真で載せたらいけないと。バランスを考えたぎりぎりのところの議論をしながら西鉄さんとやって決めていったという経緯が昔ありましたけれども、そもそも論からいくと、ないほうが望ましいと、美しいと思います。バスでさえそういうことがあって、公用車に載せるというのは、宮崎でそれを許すんですかという気持ちがあります。それを考えてほしいなという思いです。

過去のことを言ってもしょうがないかもしれないけれども、私は若いときから道路のことをやってきて、余計なものを載せさせないということできずと闘ってきました。皆さんの御記憶にあるかどうか分かりませんが、マンホールもそうでしたけれども、やたら地面に絵を描くのがはやった時期があります。例えば、ラベンダーがたくさんできる北海道だったら、欄干をラベンダー色で塗るとか、ラベンダーの花を描くとか、そういうのがいっぱい出てきたんです。それは基本的に稚拙というか、だって本物のほうがきれいなのに何で絵を描く必要があるんだ。ホタルの里といたらホタルを描きますよね。そんなのはもうやめましょうということできずと運動しながら、闘いながらそれをなくしてきました。

それで、私は、またこれをやるということに驚いたんですが、やることに對してどれだけのメリットというか、広告収入ということでしょう。お金の問題じゃないですか。これをもし目いっぱいやったとして宮崎県にとってどれだけの収入になるかということも測りながら、こういうものは決定したほうがいいのだろうと感じました。マンホールもいろいろあるし、これがかわいいとか、さっきのアートの話と一緒にすよ。何だったらいいのか、何だったら悪いのかというレベルの議論になるくらいだったらしないほうがいいと思います。というのが今の意見です。

○会長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

難しい話ですよね、財源確保が。それもきついだろうなと。宮崎市はいいでしょうが、地方の自治体は厳しいだろうと。僕も業界の人間ですが、広告のお仕事が増えていいところはあるつつも、違う広告手法も考えると、ほかの産業なり何なりというところでは確保するほうが本当は理想ですが、広告を載せたら5万円というようところが早いのは分かりますというところですね。

○委員 具体的な話として来ているんですか。

○事務局 相談が多いわけではございません。

○委員 それは具体的に、マンホールにとか車にとか、どこどこに載せたいというところまでも来ているんですか。

○事務局 おっしゃるとおり、マンホールと公用車については具体的な相談をいただいております。県としては、掲載できるあるいは掲載しては駄目だというルールがないので、答えに窮しております。

早めにルールをつくっておかないと、市町村のそういった質問に応えられないという状況になっています。

○委員 仮にこの基準でできるとなったとしても、広告主や広告内容によっては、許可をするかどうかというのはまた別の話なんですね。

○事務局 そうです。どの企業の広告を載せるかは、市町村と広告主の問題になります。屋外広告物条例では広告主となる企業や広告内容にまで規制をかけることはできません。

○会長 よくありますけれども、先例があるからオーケーという話ではないと思います。宮崎はどうしたいかということだと思うので、先例はあったとしても、どちらがいいかなというふうに思ったほうがよいと思います。

広告業界からいかがでしょうか。これは媒体欲しいです、みたいな。

○委員 悩ましいところだと思います。今日ここに上がってくるときに、1階のエレベーターのところにフレームがあって、そこに企業の広告ですとただし書きした上でポスターが掲示してあったのを見ましたが、屋内に関してはそういうものができる。あと、例えば市役所に行ったら、呼び出しのディスプレイのところに企業のCMが入る。そういうものもぼつぼつ見るようになってきたような気がします。これを要は屋外広告でもという話ですよね。例えば役所の壁面とかに貸し媒体のスペースだけをつくって、それを契約できますよという話もここに含まれるわけですね。

○事務局 含まれてくるかもしれないです。

○委員 相手が広過ぎてなかなかイメージがつかみにくいのですが、公用車とか歩道橋は心理的なハードルが高い気が個人的にはしますが、そういう壁面ならそれよりはちょっとないかなと思っているところです。

○会長 改正した後は、審査の難しさとかはこれから規定をつくっていくという感じですか。

○事務局 その予定です。今回お示ししたのは、全体の表示できるところの5分の1以内かつ0.5のどちらかを満たしていれば表示できるというものになるかと思っています。

○委員 例えば椎葉村の車にそういうコマーシャルが入るとしたら、椎葉村をぐるっと全部回ってしまいます。小さい地域ですから。いくら広告収入といえども、そこまでやらないと市町村の運営がやれないのかという話になると、ちょっと行き過ぎではないかという気が私はします。

○会長 これを改正する狙いというのをもう一度。

○事務局 事務局としまして、これを積極的に改正したいということでは決してありません。むしろ問題としているのはルールがないということです。

新たなものに対応できるようルールを作るのか、新たなものの表示は認めないのか。県としての姿勢をもっていないといけないと考えています。

ただ、一方で、市町村は何とか財源確保を工夫してやっていきたいというところもある。そういった声は頂戴しますので、その声は代弁したいと思います。その上で、今、委員がおっしゃったような御意見を踏まえて、宮崎ではどうあるべきかを決めていきたいと考えます。

○委員 これは県の話ですよ。広いですから、あちこちの市町村から上がってくる可能性があるというお話で、実際に上がってきているということでしょうが、宮崎市はどうなんですか。こういう案件は上がっていないんですか。

○事務局 宮崎市も考えているようです。ただ、宮崎市になると、県の条例そのものが適用されないので、詳しい内容については把握していません。

○委員 でも、そこを県は厳しく駄目と言ったけど、宮崎市はやっていましたとなったらどうなるんですか。その辺のちぐはぐさというのが発生するとおかしいと思うし、そこはよく諮っておかなければいけないと思います。それは福岡県なんかもよくありました。バスが、こちらはよくてこちらは駄目だったら。でも市がやるとそれがベースで全て動きますので、連動していないとおかしいと思いますし、マンホールなんかそういうので気になるとしたら、いわゆる周辺よりも、都心というか人口の比率の高いところのほうがやはり目につくと思いますので、そこら辺は全体方針として県と市は一緒にしたほうがいいのだろうなと今ふと思いました。

○事務局 御指摘のとおり、県は厳しくなったけれども宮崎市はルールが異なるというのは、やはり県としての一体性に欠けると思うところです。本日いただいた御意見は宮崎市のほうとも共有しながら、今後の取扱いを検討していきたいと考えております。

○会長 これは一旦ペンディングですかね。もう少し検討していただくのと、あと何かあ

りますか。といっても基準がおいおい必要になるということですか。

○事務局 今日時点では方向性がいただけるだけで十分だと思っています。

○会長 改正は一旦見送るというような形で、異議のある方はおっしゃってくればよろしく。

（「異議なし」の声あり）

では、そのような方向性でよろしくをお願いします。

（３）議案第３号

アドトラック、照明による投影広告物などの新しい広告物への対応について

（１）アドトラックの取扱いについて

○会長 次、議案第３号の審議に移ります。なお、こちらは３例の個別の事案について皆様の御意見を頂戴するものとなっております。

それでは、１つ目の事案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、第３号議案の（１）アドトラックの取扱いについて御説明いたします。

アドトラックとは、トラックの荷台部分に広告物を表示し市街地を運行するもので、東京都心の繁華街などでよく見受けられるものとなっております。アドトラックは、華美な装飾やトラックから流れる爆音など、問題も多くございますけれども、県の条例では既に「移動広告物」として運行が認められております。

ところが、現行の規定では、規制地域のみ運行を認められている状況です。規制地域とは、許可を受ければ広告物が表示できる地域のこと、主に市街地などを指しております。それに対しまして、国定公園など、自然景観の保全を優先するために原則広告物が表示できない区域を禁止地域と指定しております。なお、信号機周辺も禁止地域となっておりますので、道路は規制地域と禁止地域が細かく交わった状況となっております。そのため、規制地域のみ許可したとしても、道路上の運行は非常に困難と言わざるを得ない状況となっております。

この点につきまして、現行の条例ができた平成５年の資料を改めて確認いたしましたところ、広告宣伝用自動車は、禁止地域も含めて認めようとする趣旨の記載が見られる資料もございました。このことから、禁止地域も含めて許可可能なものとして取り扱う余地はあるのではないかと考えたところでございます。

もちろんかなり景観に影響を与える広告物でございますので、市街地などの規制地域での運行にとどめたいという考えもございます。そこで、禁止地域での運行を許可するといっても、それは国定公園等の自然景観を守るべき地域でも運行してよいという趣旨ではなく、信号機周辺などやむを得ず通過するものを認めるという意味合いでの条文にしてはどうかと考えております。

事務局説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、皆様から何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

○委員 確認なのですが、今回の案件は、一部の対象となるところは運行してもよいとする改正ということよろしいですね。

○事務局 はい。

○委員 私もアドトラックはよく見ますが、全然美しくないし、できれば宮崎を走ってもらいたくないと思っております。必ずイルミネーションもついてあまりよろしくないと思っています。私の周辺に「アドトラックって知ってる？」と聞きますと、PR効果はあるのですが、あまりよろしくないねということで、逆に宮崎を走ってほしくないという話もありました。他県でも走らないように制限していますが、ナンバーをすり替えて、その県では他県のナンバーで走るような抜け道もあるようですので、できればこちらは制限していただきたいと私は感じております。

○会長 ありがとうございます。宮崎の企業さんでアドトラックを運営されている方はおられますか。

○委員 あそこまでの規模のものはないと思いますけれども、あります。

○会長 これは規制が難しいのではないですか。できるものなんですか。

○事務局 先ほどと重複するところですが、現行の規定でも規制地域は運行できるようとなっております。そして、穴見委員から御指摘があったように、県外ナンバーであれば県外の規定が適用されるということで、現実には宮崎県内を走ることができるという状況でございます。

一方で、県内ナンバーのものは、規制地域は走られるけれども信号機周辺は走られないという不自然さ、その辺りは解消しつつも、国定公園とか守るべきところは守る。そういった考え方を整理してはいかがかと考えております。

○会長 ありがとうございます。何か御意見はありますでしょうか。

もろ手を挙げて許可するというわけではないけれども、通ってしまう以上はというところで、そこそこがあるということですね。これを許可すると県内全部走られることになりますか。

○事務局 それは避けたいと思っております。その点は事務局も一緒の考えで、こういうトラックの運行を認めたいかということについては、やはり否定的ではありますが、広告媒体として認められているものであれば、いわゆる法律や条例の公正な運用、ここの問題を解決する必要があると考えます。

走ってよいといいながら信号機の下は走られないのは、これは解消すべきと思います。そして、こういったトラックが大きな音で走るなどの社会課題になっていることの解決の手段として、こういう公正とは言い難い条文を残していくというのは、やはり違うと思います。

今回この写真をあえてつけましたけれども、都会であれば、選挙期間中、政党名を載せた広告を出すこともあります。そういったトラックがしっかり運行できる法律、条例としての基準を整備して、その後にトラックが抱える爆音などの社会課題に向き合っていかなければいけないのかなと思っております。

○会長 その予定はありますか。

○事務局 実はこれも問い合わせが増えていきます。

ですので、速やかにルールを整備する必要がありますが、例えば、宮崎で走っているのは市街地として認められた部分にとどめ、運行上やむを得ず公園の近くや信号機の下を通過する場合など、必要最低限のものは認める、などの対応が可能ではないかと思います。

○委員 昔、「トラック野郎」という映画がはやりましたが、ああいうものがうちの町に3～4台あります。あれも規制にかかりますか。

○事務局 自分のトラックに自分の会社の名前などを表示しているものが見られますが、そのようなものも広告物と言える部分もあるかもしれないです。ただ、自己の所有するトラックではあるので、今回のアドトラック、広告用のトラックとは分けて考えられるかもしれないと思います。

○委員 もう一ついいですか。今話に出ました、県外ナンバーの車ならば県内で規制がかけられないというのは、それは事実ですか。

○事務局 はい。条例でそう定められておりまして、もう少し正確にお答えしますと、県外ナンバーで、その県外の屋外広告物条例で許可されているものが宮崎で走るのであれば、

許可は要りません。東京都はこれがすごく問題になって、周辺の千葉県等の近隣のナンバーでも規制できるように昨年度条例を改正したと聴いています。

○会長 逆に規制することはできないんですか。ナンバーを規制するのではなくて、コンテンツ等々、トラック自体を規制するという。

○事務局 ナンバーに限らずということですね。

○会長 はい。

○事務局 そこはもう少し勉強したいのですが、宮崎で規制するのは宮崎のナンバーの車となっているので、トラック全てを規制することができるかは、県をまたぐ内容なので難しいのではないかと思います。

○会長 それこそ宮崎はスナックのメッカでしょうから、そういった広告が走るわけですが、コンテンツの規制のようなことはできないものなんですか。例えば高千穂をそういうのが通りましたとか、すごく目立つと思います。あとは小学校区域を走ることも考えられるでしょうから、そういったコンテンツの規制ですよ。

○事務局 残念ながら、コンテンツの規制はすべきではないと思います。もちろんそれが例えばわいせつな内容とか、青少年の育成に悪影響があるものであれば、別の条例で規制できるかもしれませんが、繰り返しになりますが、基本的に、内容や企業の種類といったものに踏み込んでこの条例で規制をするべきではありません。であるからこそ、この条例でできる規制、例えば走っていいエリアなどを規定する必要があると思います。

○会長 そういうのはできるんですか。

○事務局 走る地域を規制地域にとどめてというところは十分できると思います。

○会長 その規制地域を定める際はどうしたらいいんですか。

○事務局 規制地域自体は都市計画法などと密接に関連してしまっていて、いわゆる用途地域とか、市街化地域は自動的に規制地域になるという風に決まっています。逆に、用途地域じゃないけれど、小学校が近いから規制を厳しくしようか、という柔軟性はありません。

○会長 なかなか難しい問題ですが、意見がございましたらよろしくお願いします。

○委員 今、宮崎市内で走っているんですか。

○事務局 小さいものは走っています。大きいものもまれに見ることがあって、この写真ぐらいの規模のものを見たことはあります。

○委員 附属小学校の近くで見たことはあります。附属小のところの交差点を、こんなに

大きなものではないですが、1トン車ぐらいの大きさで、いわゆるホストクラブさんの写真を貼ったものが通ったので、私はちょっとびっくりしたことがあります。それを見て、アドトラックというのがあるんだなと認識したことがあります。たまに見かけることはありました。

○委員 実態として、今言ったホストクラブとか、業種的には夜の求人のものですか。

○事務局 そういう夜のお店の求人は多いと思います。

○委員 やっぱり通っているんですね。騒音としての問題もありますよね。

○委員 宮崎市内でも適用されるんですか。

○事務局 ここからは市の条例になりますので、正確には申し上げられませんが、宮崎市でも類似の規制は適用されますと思います。

○委員 信号の下は条例上では通っては駄目と。

○事務局 宮崎市の条例については把握していませんので、実際あの運行がどのようにクリアしているか分かりません。ただ、宮崎市内で走っていた、風俗等の求人広告のトラックは、私が近くで見たときは他県ナンバーでしたので、市の条例の及ぶところではなかったのかもしれませんが。

○会長 今回に関してはこのそごを解消するということでもいいですか。意見に関しては、もちろん走ってほしくないとか、すみません、広告業界がちょっと、あと、スナック業界もありますし、飲食もありますけれども、この改正に関してという感じですね。意見だけでいいですか。そごがあるからそれを解消したい。この決を取ればいいという感じですか。

○事務局 はい。

○会長 ほかに御意見がなければ、ここのそごを解消するということに関して、異議のある方は御意見をいただければと思います。

なければ、改正の準備をお願いします。

(2) 照明による投影広告物について

○会長 次に、2つ目の事案について、事務局より説明があります。お願いします。

○事務局 次に、第3号議案の(2)照明による投影広告物について御説明いたします。

イラストにございますとおり、照明広告とは、路面に投影して広告内容を表示するものでございます。既に大都市や繁華街で見受けられておりますが、本県でも導入について企

業から相談を受けているところでございます。本県の現行基準では、路面への広告物の表示は認められておりませんので、これを許可することはできないという状況でございますけれども、夜間での表示のしやすさですとか、利点もあると考えられる部分もありますので、県としましては、表示の可否について今後検討を進めてみてはどうかと考えた次第でございます。

以上、事務局説明でございます。

○会長 事務局のほうから説明がありましたが、皆さんから何か御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

○委員 僕は見た記憶はありますが、それが宮崎だったかどうかは覚えていません。ここに書いている防犯上の必要性とか夜間の表示のしやすさという点には同意しますが、動きがセットになっているものが多かったように思います。動きについてはちょっと考えたほうがいいのかと思います。車道に映すことはあまりないと思いますけれども、通行する人に対して影響があるのかなと。あとは照度というか明るさも、もしその数値で規制ができるならそれも併せて検討したほうがいいのかと思います。

○会長 ありがとうございます。ほか御意見等ありましたらよろしくお願いします。

○委員 公共広告物等の公共性が高いものであっても許可はできないとなっていますが、市や県など公共機関からのニーズというのはありますか。

○事務局 今お問い合わせいただいているのはあくまでも企業です。平時はお店の名称を掲示するけれども、有事の際あるいは夜間であれば逃げ道を案内するとか、そういったことにも使えますという提案は受けました。その辺りは表示者が行政なのか民間なのかで千差万別かと思います。

○委員 行政側としてこういうものを使って何かしようというところまではないと。

○事務局 まだそこまで至っていません。

○委員 演出で使うのは見たことがあります。広告で本当に効果はあるのでしょうか。費用対効果のような話で、苦勞した割には効果が見えないとか、そんな気がします。

○会長 これは意見だけです。

○事務局 そうです。

○会長 許可したらどこまでも際限なくできそうですね。ストリート全部にこれは使えそうですが、どうやってその許可・不許可を出すかというところはあるですね。許可すればニシタチは絶対みんなできますものね。何でうちだけ、みたいに。

○委員 今言われたように、例えば災害のときに避難誘導するとか、それは公共性という言葉がすごく効くんです。しかし、ひょっとしたら 20 年先かも分からないし、明日かも分からない。そこを担保してこれを公共性として民間の広告をさせたら、全然公共性ではないです。だからその担保の取り方は私は危ないと思います。

○委員 今回のこの投影広告物は、プロジェクションマッピングという、今いろんなところでイベントで壁面などにしますが、これと何か違いがあるんですか。

○事務局 映像を投影するものも広告物として進めていくという、国のガイドラインも決まってきましたし、少なくとも都心部はニーズが増えているのだろーと思います。

今後、よその県ではもしかしたら導入が進んでいくと、宮崎は表示できないのかという相談が今後増えるかもしれません。そのときに、取りあえず公共性があるからということ担保に進めてよいのかという是非はあると思います。

○会長 防犯上ってちょっと怪しいですよ。使う場所がどこかというのが宮崎だと限定されますが、照明がないところでこれを使うこともないし、例えば災害が起きたときは電気は全部落ちるんじゃないですか。そのときに使えるのかという。その約束が取れない気がするけど。

○事務局 今後こういったものは、いろいろと出てくると思います。その都度その都度やってよいかどうか県も聞かれると思いますので、現時点では宮崎では駄目ですと姿勢を持つことは良いと思いますが、新たな相談が増えた時は、今後の審議会で皆さんにお伺いするかも知れません。

○会長 これは県全体に及ぶことですか。

○事務局 宮崎市を除いたところに及びます。

○会長 もし許可した場合は。エリアを区切ることもできない。

○事務局 それはできます。例えば繁華街のみにするとか。繁華街が例えば規制地域になるわけで、規制地域だったらいいとか、そういったことはできます。

○会長 限定性ならぎりぎり。今さらニシタチをすてきな景観にはできないと思うので。何兆もかかりそうな気がする。その辺りになる気がします。皆さん、いかがでしょう。何か御意見があれば。

○委員 イレギュラーというか、演出だと思います。イベントで使うというのはイメージしやすいけれども、一般的な日常の中にこれが風景として入ってくるようなイメージは全く持てないので、これは特別に何かしなくてもいいのではないかと思います。それよりも

次の電光掲示板のほうが問題ではないですか。一般的になってきているから。道路の場合は普通、照明計画があって、これはスポット的にやるわけだから、装置としても公共性の話の中には入ってこないような気がするんです。防犯上とかは関係ないと思います。そういうこともできますよという話だけで。

○会長 ほか、御意見ありますでしょうか。

なければ、内容を踏まえて検討いただければと思います。

(3) 電光掲示板における規制の緩和について

○会長 次に、3つ目の事案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 第3号議案の(3)電光掲示板における規制の緩和について御説明いたします。

いわゆるデジタルサイネージに関する問題ですが、現行の規定では、市街地などの規制地域のみ表示が認められております。しかしながら、禁止地域に指定された自然景観が豊かな海岸や山間部に設立されたカフェなどの施設等に設置されるケースが多く、県としてもその指導に苦慮しているところでございます。

もちろん、今後とも厳しい基準の下、指導を継続していくことも可能ではございますけれども、本条例が改定された平成5年から、電光掲示板の技術や映像の美しさも大きく向上しておりまして、またそのニーズも高まっていると見受けられます。そのため、基準の緩和というところも含めて検討を進めてはいかがかと考えております。

事務局説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、皆様からの御意見、御質問はありますでしょうか。

○委員 私の会社で大型のサイネージを設置したことはありませんが、スタンド型のものは何台か納めたことがあって、実際にうちの組合の業者さんを見ていても、大きなものや小さなものを含めて、ここ何年かすごく増えていると思います。

この前、うちの組合の中でもこの件について話し合いをしましたが、音や光に対する基準が今のところなかったと思いますので、その辺りの数値化は必要になってくるのではないかと。お客さんも結構無理を言われるということでしたので、ガイドラインのようなものを示してもらおうと、我々もお客さんに説明しやすいのかなど。さっきもありましたけれども、災害時の活用ができるのであれば、そういったものも考えたいということがありました。

あと、画面が真っ白になったときはすごくまぶしいという意見があって、私はこの分野はあまり詳しくありませんが、その辺りもデータをつくるに当たって考慮したほうがいいのではないかという意見もありました。取り留めのない話ですが、こんなところですよ。

○会長 ありがとうございます。こちらはガイドライン等々あるものでしょうか。

○事務局 先ほど投影広告物でもありましたとおり、全国的にとして条例制定時には想定していなかった、映像を基にした看板が増えています。なお、国が県に対して条例のひな形となるガイドラインを示していますが、そこにはサイネージに関する記述はあったと記憶しています。

○会長 これは警察のほうでは何かあるものでしょうか。基準値等々。例えば駅前でもなかなかの光が出ていますが。

○委理 警察としては特にそういう基準というものはありません。

○会長 ありがとうございます。これは大きさの基準はないのですか。

○事務局 サイネージに関して特段整備された大きさの基準はありません。一般的に、野立て広告というものがありますが、この規定を適用することはできると思います。

○会長 今回の議案は、緩和する方向性についての意見ですか。

○事務局 もちろんこれもやはり景観への影響が大きいので、慎重に議論したいという姿勢は変わりませんが、一方で、ニーズが増えているという現実があります。そして、照明を使った広告を強く禁止したものをつくったのが平成5年と思うと、あのときのチカチカした広告ではなくて、今は美しい映像と思われるものもあるので、基準の緩和に向けて勉強していくことを初めてもよいのではないかと思います。

○会長 美しいと。

○事務局 いろいろ難しいですが。

○委員 これは道路上とか民地の中とか、そういうのは別に関係なくというイメージでしょうか。そこも教えていただけますか。

○事務局 関係なく規制の対象になります。民地になってくると禁止地域になることも多いので、本当に限られた部分しかデジタルサイネージは現在設置できないとなっています。

○委員 すごく悩ましいですね。看板だと色のコントロールでいいですが、光ですから。これが乱立するとまさに光害、光の害のようになって、先ほどの白だったらまぶしいということもあるし、これにコントロールをかけるのは、本当に今からよく議論しないと難しいでしょうね。そもそも景観条例では光を放つものは駄目になっていますから。

私は、地下鉄のサインとか電車の色とかそういうことをずっとやってきましたが、今、大阪の地下はすごいことになっています。ホームを降りたら全部デジタルサイネージになっていて、一度は、降りたときにたまたま流れていたものが全部真っ赤な画面で、かなりショックでした。

サイネージの間隔も狭くなってしまうと、これだけ同じ画面を私たちは歩くときに見せられているのは、ものすごくよろしくないと思いますが、それをつくるときにそういうところまで考えてやっていないんです。閉じられた空間の中でもそういうことが起きていて、それが今度表に出たときにどうコントロールしていくかというのは、本当に難しいと思います。

野立ての看板も、今、柳川市さんでやっているのも相当規制を厳しくしました。ドラッグストアさんのよくある派手な看板にも、私のほうでコントロールをかけて、ほかで出すより鮮やかさや明るさを少し抑え気味にすることをお願いして協力してもらっていますが、こうされるとどうしようもないですね。どんどん変わっていくから。

ということは、電光掲示板における、デジタルサイネージにおけるコントロールのかけ方そのものは、業界の皆さんの協力を仰がないと、ここで規制できるものではないという気がいたしますけれども、どうでしょうか。

○会長 国定公園にお店をつくるということを認識しているわけなので、禁止してもいいのかなと僕は思います。ルールがなかったからでしょうが、そもそもそういうところという。繁華街はこちらが何かできるものでもないと思いますが、国定公園、御存じでしたよねというところで、国定公園ですからルールが違いますというような、何か線引きが欲しいと思います。神社の前でこれをやったらちょっと嫌だなとかありますものね。多分映像に対して一々規制はかけられないと思います。

広告のほうから何かございますでしょうか。これは収益的にいいものなんですか。収益というか効果があるということですか。

○委員 我々は、昔からいう看板屋の流れで来た業界団体ですが、デジタルサイネージはまた別ルートという。

○委員 業界的に別なんですね。

○委員 そういうところとか、外国の安いそういうものをつくっているところが来たりとか。施工は我々の業界がするけれども、ソフトの部分に関しては全然違う業界の話になっているところが実情としてありまして、先ほどもありましたけれども、専門的なところの

人たちの話を聞くともう少し内容的に充実してくるかなという気はします。

○会長 デジタルサイネージは結構多いです。駅を降りるとすぐ数面ありますね。「明るい、宮崎」という感じですか。ミニミニ新宿を目指そうというならそうでしょうが、どこを目指しているのだろうと客観的に思ってしまいます。

○委員 多分これだけで新たな議論が生まれる話ですよ。昔は駅の前に金融の看板が乱立して、それを景観上どうするかと。駅前が同じ景色になっていることが問題視されたのですが、それは大分なくなりました。それそのものがなくなってきたからかもしれないけれども、掲出するのに莫大な費用を払えるような広告主となると、そのときに勢いのある企業さんが出すという流れでしたから。それがなくなってきたと思ったら、今度これがどういうふうに使われていくのか。それこそ未来を見据えた使い方を考えておられる業界の方たちにも聞かないと分からないですね。どういうふうにしていくことがいいのか。景観上の問題もそうですけれども、安全とかそういうことを全部含めて考えなければいけない問題ではないでしょうか。今は、国定公園とか限られた、禁止地域というのははっきりしているから、そこは別に緩める方向でなくてもいいのかなと思いますけれども、どうなるんでしょうね、これ。

ショップの前にあるようなものは、ただポスターを貼っているよりも、見る人にとっても見たい情報が的確に伝わる手段としては皆さんに受け入れられるものだと思います。美観という前に。ただ、野立てというものに出てくると本当にちょっと問題ですね。あんなものが乱立したら大ごとですね。車で走っていて。

○会長 これは大きさの規制があったんですか。

○事務局 野立て広告とか看板のそれぞれの形態に沿った基準が既にありますので、それを適用していきます。

○会長 さっき山口さんがおっしゃっていた駅の全面サイネージとかは都会ではありますが、その辺りはないですね。そこは規制するということですね。壁面を延々と。

○事務局 駅の構内であれば屋内なので、規制は難しいです。

○委員 沿道とかはどうなるんでしょうね。もともと野立てが乱立するようなファストフードとか全国チェーンが並ぶあの状態、あれが一番見苦しいんですが、その中に電光掲示板まで入ってきたらもう救いようがなくなるじゃないですか。

○事務局 もしかしたらそういったエリアは規制地域である可能性が高いので、今の基準で既に設置できるような場所になっているかもしれません。

○会長 駅前画面が結構大きいですが、あれはセーフなんですか。

○事務局 宮崎駅ですか。

○会長 はい。

○事務局 あれは宮崎市のほうで取り扱っているのですが、ここで発言は避けるべきだと思いますが、いろいろなことをクリアしてあそこには設置したと聞いています。

○会長 交番の前に2面ありますね。

○事務局 駅から交差点を超えたあの周辺は、駅敷地外の可能性があり、そうであれば基準は緩いはずですので、許可をして設置できたのだろうと思います。いずれにしても詳細は不明です。

○会長 何か御意見ありますでしょうか。最後に何か言っておきたいことがありましたら挙手をいただければ。

それでは、御意見は出尽くしたようですので、事務局はこれらの内容を踏まえて検討を進めてください。

5 報告事項

ラッピングバスについて

(個別の許可に関わることであるため非公表とする。)

6 閉 会

○事務局 会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日は長時間にわたる御審議をありがとうございました。

以上をもちまして、宮崎県屋外広告物審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時48分閉会